

第101回定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成28年6月29日（水曜日） 午前10時
（受付開始時刻 午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
YUITO（日本橋室町野村ビル）
「野村コンファレンスプラザ日本橋」
6階大ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する
対応方針（買収防衛策）の更新の件



ごあいさつ



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り
ありがたく厚く御礼申し上げます。

第101回定時株主総会を平成28年6月29日（水曜
日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知を
お届けいたします。

株主総会の議案および平成27年度の事業の概要
につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいま
すようお願い申し上げます。

平成28年6月

代表取締役社長
朝倉 研二

目次

招集ご通知

第101回定時株主総会招集ご通知	2
------------------	---

議決権行使についてのご案内	3
---------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	5
----------------	---

第2号議案 取締役9名選任の件	6
-----------------	---

第3号議案 監査役2名選任の件	12
-----------------	----

第4号議案 補欠監査役1名選任の件	14
-------------------	----

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する 対応方針（買収防衛策）の更新の件	15
--	----

招集通知提供書面

事業報告	29
------	----

連結計算書類	55
--------	----

計算書類	58
------	----

監査報告	61
------	----

株主各位

証券コード 8012
平成28年6月7日

大阪市西区新町一丁目1番17号
(東京本社 東京都中央区日本橋小舟町5番1号)

長瀬産業株式会社
代表取締役社長 朝倉研二

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。3頁から4頁の案内に従って平成28年6月28日(火曜日)午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	平成28年6月29日(水曜日)午前10時(受付開始時刻 午前9時) 多数の株主様のご出席が予想されますので、収容人数の大きな会場の確保を優先しました結果、平成28年6月29日(水曜日)の開催を余儀なくされたものであります。
2 場 所	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 YUITO(日本橋室町野村ビル)「野村コンファレンスプラザ日本橋」6階大ホール (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 株主総会の目的である事項	報告事項 1. 第101期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第101期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の更新の件
4 その他本招集ご通知に関する事項	当社は、法令および定款第14条の規定により、提供書面のうち次に掲げる事項を当社ホームページ(http://www.nagase.co.jp/)に掲載しておりますので、提供書面には記載していません。 ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表 なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、株主総会招集通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
5 議決権の行使等についてのご案内	3頁から4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.nagase.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

書面・インターネットによる
議決権の行使期限 平成28年6月28日(火曜日) 午後5時15分まで

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)



郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。(上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。)



インターネットで議決権を行使される場合

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<http://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使書のご記入方法

議決権行使書		株主番号	議決権行使種類		期	お願い
<p>長瀬産業株式会社 御中 当社は、平成28年6月28日開催の定時株主総会及び平成28年6月28日開催の臨時株主総会(議決権行使書用紙を封入)における各議案につき、下記「併存コード」に基づき議決権行使いたします。</p> <p>平成28年 6月 日</p> <p>各議案につき賛否の表示をされたい場合は、賛成の意向があったものとして取り扱います。</p> <p>長瀬産業株式会社</p> <p>議決権を行使して行使された場合、結果ご通知記載のとおり取り扱います。 株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。</p> <p>長瀬産業株式会社</p>						
議案番号	議案内容	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号
		賛	賛	賛	賛	賛
		否	否	否	否	否

お願い

- 株主総会にご出席いただけない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成28年6月28日午後5時15分までに到着するようにご返送ください。
- 併存の議決権行使書用紙は、議決権行使書用紙を封入した状態で郵送することにより、議決権行使書用紙に記載の「併存コード」に基づき議決権行使されます。併存の議決権行使書用紙に記載の「併存コード」を必ずご入力ください。
- 投票のご意向は、当社のホームページより、パソコンまたはスマートフォンから、議決権行使サイトをインターネットで行使される場合は、上記の議決権行使コードとパスワードによりアクセスの上、平成28年6月28日午後5時15分までにご投票ください。この場合、議決権行使書用紙を添付する必要はありません。

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第2号(下の候補 議案者を除く)	第3号(下の候補 議案者を除く)
(賛)	(賛)
(否)	(否)

第2号および3号議案について

全員賛成の場合 → 賛 に○印

全員反対の場合 → 否 に○印

一部候補者に反対の場合 → 賛 に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

《議決権行使についてのご案内》

1 書面（議決権行使書郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会開催日の前日（平成28年6月28日（火曜日））午後5時15分までに到着するようご返送ください。

2 インターネットによる議決権行使

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録ください。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。（QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。）
- (2) インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日の前日（平成28年6月28日（火曜日））午後5時15分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (4) インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (5) 議決権行使サイトをご利用いただく際の、プロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。



① パソコン用サイトによる場合

- ・画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- ・次のアプリケーションをインストールしていること。
 - (a) ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
 - (b) PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降の Adobe® Reader®
- ※ Microsoft® Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。
- ※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
- ・ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- ・上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

② 携帯電話端末用サイトによる場合

- 以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。
- ・① i モード ② EZweb ③ Yahoo!ケータイ
 - ※ i モードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。
 - ※ 携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトのご投票としてお取扱いたします。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  0120-652-031（午前9時～午後9時）

3 機関投資家向け議決権行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

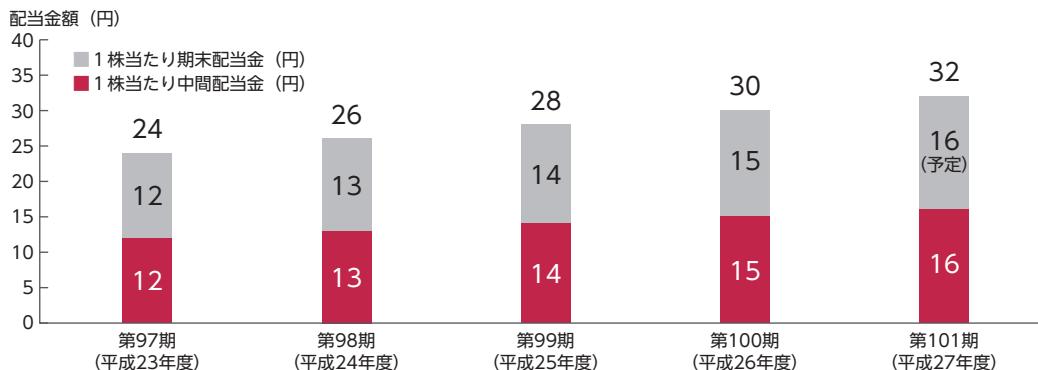
剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、収益力の向上と企業体質の一層の充実強化を図り、連結業績連動を基礎とした、株主の皆様への安定配当を継続して行うことを基本方針としており、連結配当性向および連結純資産配当率を勘案して、1株当たり配当額の向上を目指します。また、内部留保した資金の用途につきましては、今後の事業活動ならびに経営基盤の強化に有効活用していく考えであります。当事業年度の期末配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株当たり 16円 配当総額 2,032,495,760円
剰余金の配当が効力を生ずる日	平成28年6月30日

【配当金の推移】



第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）長瀬 洋、長瀬玲二、朝倉研二、花本博志、森下 治、名波瑞郎、佐藤幸平、若林市郎、西口泰夫、西 秀訓は本総会終結の時をもって任期満了となり、このうち、花本博志および西口泰夫はこれを機に退任いたしますので、8名の改選と新たに1名、計9名（うち、社外取締役2名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
1	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 社内 再任 </div> <p style="text-align: center;">ながせ ひろし 長瀬 洋 (昭和24年7月18日生)</p> <p>▶取締役会への出席状況: 14回/14回 (100%)</p> <p>▶所有する当社株式の数: 2,946,308株</p>	<p>昭和52年4月 当社入社</p> <p>昭和63年4月 同合成樹脂第二部長</p> <p>平成元年6月 同取締役</p> <p>平成7年6月 同常務取締役</p> <p>平成9年6月 同代表取締役兼専務取締役</p> <p>平成11年6月 同代表取締役社長</p> <p>平成13年6月 同代表取締役社長兼執行役員</p> <p>平成27年4月 同代表取締役会長 現在に至る</p> <hr/> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>なし</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>長瀬洋は、入社以来従事した合成樹脂・電子・経営(総合)企画分野における卓越した見識・実績を有し、当社経営者に相応しい人格を兼ね備えております。また、平成11年から平成27年まで社長を務めるなど、豊富な業務および経営に関する経験に鑑み、引き続き取締役候補者となりました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
2	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 社内 再任 </div> <p style="text-align: center;">ながせ れいじ 長瀬 玲二 (昭和30年6月24日生)</p> <p>▶取締役会への出席状況: 14回/14回 (100%)</p> <p>▶所有する当社株式の数: 84,409株</p>	<p>昭和53年4月 通商産業省 (現 経済産業省) 入省 平成6年6月 同省退職 平成6年7月 当社入社 平成7年6月 同取締役、化成品総括室長・合樹・工業材料総括室長・管理室長・機器システム室長 平成11年6月 同常務取締役 平成13年6月 同常務取締役兼執行役員 平成15年4月 同常務取締役兼常務執行役員 平成15年6月 同取締役兼常務執行役員 平成21年4月 同取締役兼専務執行役員 平成22年6月 同代表取締役兼専務執行役員 平成27年4月 同取締役副会長 現在に至る</p> <hr/> <p>[重要な兼職の状況] 公益財団法人長瀬科学技術振興財団 理事長 一般財団法人林原美術館 代表理事</p>
取締役候補者とした理由		
<p>長瀬玲二は、入社以来従事した化成品・合成樹脂他の分野における卓越した見識・実績を有し、当社経営者に相応しい人格を兼ね備えております。また、当社グループの主要製造子会社の社長を歴任する中で培った優れた経営手腕と豊富な業務および経営に関する経験に鑑み、引き続き取締役候補者となりました。</p>		
3	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 社内 再任 </div> <p style="text-align: center;">あさくら けんじ 朝倉 研二 (昭和30年12月11日生)</p> <p>▶取締役会への出席状況: 14回/14回 (100%)</p> <p>▶所有する当社株式の数: 8,052株</p>	<p>昭和53年4月 当社入社 平成18年10月 同自動車材料事業部長 平成21年4月 同執行役員、自動車材料事業部長 平成25年6月 同取締役兼執行役員 平成27年4月 同代表取締役社長兼執行役員 現在に至る</p> <hr/> <p>[重要な兼職の状況] なし</p>
取締役候補者とした理由		
<p>朝倉研二は、入社以来従事した電子・自動車材料・経営(総合)企画分野における卓越した見識・実績を有し、当社経営者に相応しい人格を兼ね備え、自動車材料事業部長等の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役候補者となりました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
4	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 社内 再任 </div> <p style="text-align: center;"> <small>な ば みつ ろう</small> 名 波 瑞 郎 <small>(昭和29年7月1日生)</small> </p> <p>▶取締役会への出席状況: 14回/14回 (100%)</p> <p>▶所有する当社株式の数: 11,495株</p>	<p>昭和53年4月 当社入社 平成17年4月 同ディスプレイ事業部長 平成21年4月 同執行役員、スペシャリティケミカル事業部長 平成25年6月 同取締役兼執行役員 平成27年4月 同代表取締役兼常務執行役員 平成28年4月 同代表取締役兼常務執行役員、管理・大阪地区担当 現在に至る</p> <hr/> <p>[重要な兼職の状況] なし</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>名波瑞郎は、入社以来従事した合成樹脂・電子・経営(総合)企画分野における卓越した見識・実績、及び当社経営陣の一角を担うに相応しい人格を兼ね備え、スペシャリティケミカル事業部長等の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役候補者となりました。</p>
5	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 社内 再任 </div> <p style="text-align: center;"> <small>もり した おさむ</small> 森 下 治 <small>(昭和32年1月2日生)</small> </p> <p>▶取締役会への出席状況: 14回/14回 (100%)</p> <p>▶所有する当社株式の数: 11,303株</p>	<p>昭和54年4月 当社入社 平成21年4月 同執行役員、上海長瀬貿易有限公司COO 平成24年6月 同取締役兼執行役員 平成27年4月 同取締役兼常務執行役員 平成28年4月 同取締役兼常務執行役員、株式会社林原・ナガセR&Dセンター・製造業担当 現在に至る</p> <hr/> <p>[重要な兼職の状況] なし</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>森下治は、入社以来従事した化成品・研究開発分野における卓越した見識・実績、及び当社経営陣の一角を担うに相応しい人格を兼ね備え、北東アジア地域のエリア責任者等の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役候補者となりました。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
6	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 社内 再任 </div> <p style="text-align: center;">佐藤 幸平 (昭和34年3月25日生)</p> <p>▶取締役会への出席状況: 10回/10回 (100%)</p> <p>▶所有する当社株式の数: 8,372株</p>	<p>昭和56年4月 当社入社 平成20年4月 同情報・機能資材事業部長 平成23年4月 同執行役員、機能化学品事業部長 平成27年6月 同取締役兼執行役員 平成28年4月 同取締役兼執行役員、海外担当 現在に至る</p> <hr/> <p>[重要な兼職の状況] なし</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>佐藤幸平は、入社以来従事した化成品・電子・経営(総合)企画分野における卓越した見識・実績、及び当社経営陣の一角を担うに相応しい人格を兼ね備え、機能化学品事業部長等の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役候補者となりました。</p>
7	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 社内 再任 </div> <p style="text-align: center;">若林 市廊 (昭和32年10月25日生)</p> <p>▶取締役会への出席状況: 10回/10回 (100%)</p> <p>▶所有する当社株式の数: 8,072株</p>	<p>昭和56年4月 当社入社 平成20年4月 同工業材料事業部長 平成22年4月 同執行役員、工業材料事業部長 平成27年6月 同取締役兼執行役員 平成28年4月 同取締役兼執行役員、営業担当、加工材料セグメント長、電子セグメント長、ナガセアプリケーションワークショップ担当 現在に至る</p> <hr/> <p>[重要な兼職の状況] なし</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>若林市廊は、入社以来従事した合成樹脂分野における卓越した見識・実績、及び当社経営陣の一角を担うに相応しい人格を兼ね備え、東南アジア地域のエリア責任者等の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役候補者となりました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 社外 再任 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 独立役員 </div> <p>にし ひでのり 西 秀 訓 (昭和26年1月6日生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶在任年数：2年 (本総会最終時) ▶取締役会への出席状況： 14回/14回(100%) ▶所有する当社株式の数： 549株 	<p>昭和50年4月 カゴメ(株)入社 平成12年6月 同社取締役 平成15年6月 同社取締役執行役員 平成17年6月 同社取締役常務執行役員 平成20年6月 同社取締役専務執行役員 平成21年4月 同社代表取締役社長 平成26年1月 同社代表取締役会長 平成26年6月 当社取締役 現在に至る 平成28年3月 カゴメ(株)取締役会長 現在に至る</p> <hr/> <p>[重要な兼職の状況] カゴメ株式会社 取締役会長 ダイナパック株式会社 社外取締役 一般社団法人全国トマト工業会 会長 公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会 会長</p>
<p>8 社外取締役候補者とした理由</p>		
<p>西秀訓氏は、カゴメ株式会社の経営に長年に亘り携わり、企業経営についての高い見識と豊富な経験を有しております。これらを活かし、産業界に精通した観点から、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
<p>社外取締役候補者に関する特記事項</p>		
<ol style="list-style-type: none"> 1.西秀訓氏は、当社の株式を保有していることを除き、当社との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、カゴメ株式会社の取締役会長、ダイナパック株式会社の社外取締役、一般社団法人全国トマト工業会の会長および公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会の会長であります。当社はこれらの会社および法人との間に取引関係はありません。 2.西秀訓氏が社外取締役を務めているダイナパック株式会社において、平成24年6月および同年9月に、段ボールケースおよび段ボールシートの取引に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受けましたが、平成26年6月に同委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められるとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けております。本件を受けて西秀訓氏は、原因追及のための徹底した調査、再発防止に向けた更なるコンプライアンス体制の強化策などについて提言するなど、その職責を果たしております。 		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 50px;">独立役員</div> <p style="text-align: center;">け もり のぶ まさ 家 守 伸 正 (昭和26年4月12日生)</p> <p>▶所有する当社株式の数: 0株</p>	<p>昭和55年9月 住友金属鉱山(株)入社 平成18年6月 同社取締役常務執行役員 平成19年6月 同社代表取締役社長 平成25年6月 同社代表取締役会長 現在に至る</p> <hr/> <p>[重要な兼職の状況] 住友金属鉱山株式会社 代表取締役会長 一般財団法人国際資源開発研修センター 代表理事会長</p>
9	<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>家守伸正氏は、住友金属鉱山株式会社の経営に長年に亘り携わり、企業経営についての高い見識と豊富な経験を有しております。これらを活かし、産業界に精通した観点から、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>社外取締役候補者に関する特記事項</p> <p>家守伸正氏は、当社との間には人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、住友金属鉱山株式会社の代表取締役会長であり、当社と同社との間には営業取引関係がありますが、その取引金額は平成28年3月期において売上高2百万円であり、当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。なお、同氏は一般社団法人国際資源開発研修センターの代表理事会長であります。当社は同法人と取引関係はなく、同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役と認識しております。</p>	

- (注) 1. 西秀訓氏は、社外取締役候補者であり、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 家守伸正氏は、社外取締役候補者であり、金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 家守伸正氏は、住友金属鉱山株式会社代表取締役会長ですが、平成28年6月27日付で取締役会長に就任される予定であります。
4. 当社との特別の利害関係について
- (1) 候補者長瀬玲二は、公益財団法人長瀬科学技術振興財団の理事長を兼務し、当社は同法人に対し寄付を行っています。
 - (2) 候補者長瀬玲二は、一般財団法人林原美術館の代表理事を兼務し、当社100%子会社である株式会社林原は同法人に対し寄付を行っています。
 - (3) その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は定款の規定に基づき、社外取締役である西秀訓氏との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しており、本議案の承認を得た場合、同氏との間において、同内容の契約を継続する予定であります。また、新任の社外取締役候補者である家守伸正氏が選任された場合も、同様の契約を締結する予定であります。なお、それらの契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役がその任務を怠ったことにより当社に損害が生じた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社外取締役は当社に対し、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う。
6. 取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。なお、佐藤幸平および若林市郎の取締役会への出席状況における取締役会開催回数は、両氏が取締役に就任した時点からの回数であります。
7. 各候補者が所有している当社株式の数には、長瀬産業役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役のうち、山下秀男および高野利雄の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、このうち、山下秀男はこれを機に退任いたしますので、1名の改選と新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立役員</div> たかのとしお 高野利雄 (昭和18年4月18日生)	昭和43年4月 札幌地検検事 昭和62年3月 東京地検特別捜査部副部長 平成7年7月 甲府地検検事正 平成12年11月 東京地検検事正 平成13年11月 仙台高検検事長 平成16年1月 名古屋高検検事長 平成17年4月 財団法人国際研修協力機構(現 公益財団法人国際研修協力機構)理事長、ブレークモア法律事務所弁護士 平成18年2月 高野法律事務所 現在に至る 平成20年6月 当社監査役 現在に至る [重要な兼職の状況] グロープライド株式会社 社外監査役 株式会社カカコム 社外監査役 株式会社ダイセル 社外監査役 株式会社ファンケル 社外監査役
	▶在任年数：8年 (本総会終結時) ▶取締役会への出席状況： 13回/14回(93%) ▶監査役会への出席状況： 14回/14回(100%) ▶所有する当社株式の数： 3,757株	
	社外監査役候補者とした理由 高野利雄氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、法曹界での長年の経験があり、コンプライアンスおよびガバナンスに関する相当程度の知見を有しており、かつ過去8年間当社監査役としての職責を十分に果たしていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。	
	社外監査役候補者に関する特記事項 高野利雄氏は、当社の株式を保有していることを除き、当社との間には人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はありません。また、当社は同氏の所属する高野法律事務所と取引関係はありません。同氏は、株式会社ダイセルの社外監査役であり、当社は同社の株式を発行済株式総数の0.45%保有し、同社は当社の株式を同0.94%保有しており、また、当社と同社との間には営業取引関係がありますが、その取引額は平成28年3月期において売上高151百万円、仕入高6,453百万円であり、当社の売上規模、仕入規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。さらに同氏は、グロープライド株式会社の社外監査役であり、当社と同社との間には営業取引関係がありますが、その取引金額は平成28年3月期において売上高2百万円であり、当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。なお、同氏は森ビル・インベストメントマネジメント株式会社の社外取締役であり、株式会社カカコム、株式会社ファンケルおよび株式会社リヴァンプの社外監査役ですが、当社はこれらの会社との間に取引関係はなく、同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外監査役と認識しております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立役員</div> しら ぶじ のぶ ゆき 白藤 信之 (昭和36年4月3日生) ▶所有する当社株式の数: 0株	昭和59年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 平成15年3月 同行国際企業投資部<ロンドン>グループ長 兼 欧州三井住友銀行 平成18年4月 同行欧州審査部<ロンドン>部長 兼 欧州三井住友銀行 平成25年5月 同行資産監査部 部長 平成28年4月 同行退職 [重要な兼職の状況] なし
2	社外監査役候補者とした理由 白藤信之氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、金融機関における長年の海外経験から幅広い見識を有しております。また審査ならびに監査部門に長年に亘り携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。	社外監査役候補者に関する特記事項 白藤信之氏は、当社と顧問契約を締結していることを除き、当社との間には人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はありません。 同氏は、上記のとおり当社と顧問契約を締結しておりますが、金額は3百万円と僅少であります。また同氏は、当社取引銀行である株式会社三井住友銀行での勤務経験がありますが、既に退職しており、さらに当社は同行から平成28年3月末時点において、15,148百万円の借入を行っておりますが、当社は自己資本比率も高く健全な財務体質を有しており、金融機関への借入依存度が低いことから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないと判断し、同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外監査役と認識しております。

- (注) 1. 高野利雄氏は、社外監査役候補者であり、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 白藤信之氏は、社外監査役候補者であり、金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外監査役との責任限定契約について
 当社は定款の規定に基づき、社外監査役である高野利雄氏との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しており、本議案の承認を得た場合、同氏との間において、同内容の契約を継続する予定であります。また、新任の社外監査役候補者である白藤信之氏が選任された場合も、同様の契約を締結する予定であります。なお、それらの契約内容の概要は次のとおりであります。
 ・社外監査役がその任務を怠ったことにより当社に損害が生じた場合において、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社外監査役は当社に対し、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う。
4. 高野利雄氏が所有している当社株式の数には、長瀬産業役員持株会名義の株式数を合わせて記載しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 社外 再任 </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;"> 独立役員 </div> <p>み じ ひ で か ど 宮 地 秀 門 (昭和27年2月11日生)</p> <p>▶所有する当社株式の数： 0株</p>	<p>昭和50年4月 国税庁所得税課事務官 昭和57年7月 金沢国税局三国税務署長 昭和62年7月 岩手県警察本部警務部長 平成3年7月 在ニューヨーク総領事館領事 平成8年7月 国税庁国際企画官 平成11年7月 東京国税局調査第2部長 平成14年7月 国税庁税務大学校研究部長 平成15年8月 大東文化大学環境創造学部教授 現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況] なし</p>

補欠の社外監査役候補者とした理由

宮地秀門氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、公務において様々な要職を歴任されるとともに、税務および企業会計に関する高い専門性と、大学教授としての学識・見地から、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

補欠の社外監査役候補者に関する特記事項

補欠の社外監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 宮地秀門氏は、補欠の社外監査役候補者であり、就任された場合は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
2. 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について
 補欠の社外監査役候補者である宮地秀門氏が、社外監査役に就任された場合には、当社は定款の規定に基づき、同氏との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結する予定であり、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役がその任務を怠ったことにより当社に損害が生じた場合において、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社外監査役は当社に対し、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う。

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成19年5月28日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決議するとともに、平成19年6月27日開催の当社第92回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を導入いたしました。その後、かかる対応方針は、平成22年の改定を経て、平成25年5月20日開催の当社取締役会において、社外取締役を含む当社取締役全員の賛成により、同日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について」と題するプレスリリースのとおり改定され、かかる改定後の対応方針（以下、「平成25年プラン」といいます。）は、平成25年6月26日開催の当社第98回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、効力を生じました。

平成25年プランの有効期間は、平成28年に開催される当社定時株主総会の終了時点までであり、平成28年6月29日開催予定の当社第101回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって満了いたします。平成25年プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成28年5月23日開催の当社取締役会において、社外取締役を含む当社取締役全員の賛成により、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、平成25年プランの内容を一部改定したうえ、当社株式の大規模買付行為（下記Ⅱ.2.に定義されます。また、大規模買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（買収防衛策）を更新することを決議いたしました（以下、更新後の対応方針を「本プラン」といいます。）。つきましては、本プランへの更新につき、ご承認をお願いするものであります。

平成25年プランからの主な変更内容は次のとおりです。

- 必要情報提供期間（下記Ⅱ.4.において定義します。）の上限を、原則として60日間と規定しました。
- その他所要の修正を行いました。

本プランへの更新につきましては、当社の社外監査役2名を含む監査役4名全員も、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、賛成しております。

なお、会社法、金融商品取引法及びそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下「法令等」と総称します。）に改正（法令名の変更や旧法令等を承継する新法令等の制定も含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に承継する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

I. 提案の理由

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1832年（天保3年）、京都で染料卸売問屋として創業以来、先進的な化学品の技術・情報・製品を海外から国内に紹介することで、わが国の化学工業をはじめとする産業の発展に貢献するとともに自らも成長し、技術・情報商社としての地位を確立してまいりました。

今日におきましては、化学を基盤として、機能素材、加工材料、電子、自動車・エネルギー、生活関連といった幅広い事業領域において、国内外に100超のグループ各社及び拠点を有し、国内だけに留まることなくグローバルな事業展開を推し進めております。

また、多岐にわたる商社事業と長年月をかけて培われた研究開発機能、製造・加工機能とを有機的に組み合わせることで、新しいビジネスモデルを構築し、単に商社と製造業の両機能を併せ持つだけでなく、そのシナ

ジーを最大限に生かしたユニークな企業となり、お客様のニーズに高いレベルでお応えすることを目指しております。

このように、化学を基盤として、新たな「機能」を有し、この「機能」から生み出される「サービス」をグローバルに提供し、顧客の課題を解決する高付加価値ビジネスを創造し続けることが当社の企業価値の源泉であると考えております。

2. 基本方針

当社は、上場会社である以上、株主は原則として株式の自由な取引を通じて決まるものであり、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案に応じるか否かも最終的には個々の株主の意思に基づき行われるべきものと考えております。かかる観点から、当社としては、企業価値向上に邁進することこそが本分であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者を当社自身の判断で定めるべきではないと考えております。

しかし、ときに市場においては、企業価値向上のために誠実な取組みをしている当社の価値が正当に評価されない状況が生じることも考えられます。株式の大規模買付行為の中には、かかる状況に乘じ、その目的等から見て短期的利益だけを求め、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものもあり得るところであります。当社は、このような当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

3. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記の基本方針を実現するため、創業200年の節目を迎える2032年度（平成44年度）に向けた「長期経営方針」及び平成28年4月からスタートした5か年の中期経営計画「**ACE-2020**」を掲げ、企業価値向上に邁進しております。「長期経営方針」は、注力領域への経営資源の投下と、日本に依存したビジネス運営からの脱却を通じ、これまでの事業の延長だけでは成し得ない飛躍的成長を目指した「成長に向けたチャレンジ」とその「成長に向けたチャレンジ」を成功に導くために事業の拡大とグローバル化に寄与する経営基盤の構築を目指した「成長を支える経営基盤の強化」を骨子としております。また長期経営方針の目標実現のために、平成28年度からの17年間を3つのStageに分け、平成28年度から平成32年度までの5ヶ年をStage 1：「変革期」と位置付け、中期経営計画「**ACE-2020**」をスタートしております（「**ACE-2020**」の“**ACE**”は、Accountability（主体性）、Commitment（必達）、Efficiency（効率性）を表します。）。中期経営計画「**ACE-2020**」は、商社中心の考え方から、商社をグループ機能のひとつと考え、製造、研究、海外ネットワーク、物流、投資の各機能を最大限活用し、グループ一丸となって世界へ新たな価値を創造し、提供することを目指しており、「収益構造の変革」と「企業風土の変革」の2つの変革を骨子としております。「収益構造の変革」の実現に向けた重点施策として「ポートフォリオの最適化」と「収益基盤の拡大・強化」を掲げ、「企業風土の変革」の実現に向けた重点施策として「マインドセットの徹底」と「経営基盤の強化」を掲げております。なお、収益拡大の手段として成長投資1,000億円を設定しており、営業活動によるキャッシュ・フローを上回る財源は、主に有利子負債での調達を基本とし、運転資金の効率化及び資産の入替により強固な財務体質と長期的な安定配当は堅持することとしております。

以上のとおり、経営の効率性ととともにその透明性をも高め、株主、顧客、取引先、社員、地域社会等のステークホルダーの皆様との円滑な関係を構築し、企業価値の向上へ向けて邁進してまいります。

4. 本プランへの更新の目的

当社は上場会社として当社株式の自由な売買を原則として認めるべきであると考えており、当社取締役会の賛同を得ずに行われる大規模買付行為（いわゆる「敵対的買収」）であっても、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う当社株式の買付行為に応じるか否かも、個々の株主によって判断されるべき事項であると認識しておりますし、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者を当社自身が定めるべきであるとは考えておりません。

もっとも、株式の大規模買付行為の中には、大規模買付者の示した条件が当社の本源的価値を適正に反映しないもの、株主、顧客、取引先、社員、地域社会等のステークホルダーの皆様との円滑な関係の中長期的な確保が失われる可能性のあるもののほか、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そのような中で、外部者である買収者から、大規模買付けの提案を受けた際には、上記の諸点のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他の当社グループの企業価値を構成する要素等、様々な要素を適切に把握した上で、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

かかる事情を背景に、当社取締役会は、大規模買付行為を行おうとする者が現れた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを個々の株主が判断するための情報と時間及び当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示等するための情報と時間を確保し、また、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能として、大規模買付行為のうち当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資さないものを可及的に排除するため、そのような大規模買付行為を抑止するための枠組みを構築することが必要不可欠であると判断し、前記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本プランへの更新を決定いたしました。

なお、現時点において、特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けているわけではありません。

II. 提案の内容

本プラン（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

1. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付け等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続を定めています。

かかる手続が遵守されなかった場合には、下記Ⅱ.9.記載の「対抗措置の具体的内容」に定める対抗措置（新株予約権の無償割当て）を講じることがあります。当該対抗措置の発動により、結果的に手続を遵守しない大規模買付者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。他方、手続が遵守されている場合は、原則として対抗措置は講じませんが、下記Ⅱ.8.(2)イ.記載の「大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合の取扱い」に定めるように、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、下記Ⅱ.9.記載の「対抗措置の具体的内容」に定める対抗措置（新株予約権の無償割当て）を講じることがあります。

本プランの具体的内容は、2.以下に記載のとおりです。

2. 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①又は②のいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め承認をしたものを除きます。）又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）に関する大規模買付者の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
 - ② 当社が発行者である株券等（注3）に関する大規模買付者の株券等所有割合（注4）とその特別関係者（注5）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- （注1）金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- （注2）金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、同法第27条の2第7項に定義される特別関係者は、大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じ。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- （注3）金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。
- （注4）金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- （注5）金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、大規模買付者の共同保有者は、大規模買付者の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

3. 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役社長宛に、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従う旨の誓約文言等を記載した表明書（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、開示いたします。

4. 大規模買付者に対する情報提供要求

当社が上記3.の意向表明書を受領した後5営業日（初日不算入）以内に、取締役会は、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために、当社代表取締役社長宛に提供していただく情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を提供していただくこととします。

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると取締役会が判断した場合、合理的な期間（追加情報の提供を大規模買付者に対して要求した日から60日間（初日不算入）を上限とし、以下「必要情報提供期間」といいます。）の提出期限を定めた上で、十分な大規模買付情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。但し、大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容及び規模によって異なることもあり得るため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容及び規模並びに大規模買付情報の具体的な提供状況を考慮して、必要情報提供期間満了時まで提供された情報が不十分と認められる場合には、独立委員会の勧告に基づき、必要情報提供期間を最長30日間延長することができるものとします。これらの場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。他方、当社取締役会は、必要情報提供期間満了前であっても、大規模買付情報が十分に提供されたと判断した場合には、直ちに必要情報提供期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものとします。取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、その旨を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。大規模買付情報の項目は、以下のとおりです。なお、大規模買付情報はすべて日本語にて提供していただくものとします。

- ア) 大規模買付者及びそのグループ（大規模買付者の主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含みます。以下同じ。）の概要（大規模買付者及びそのグループの具体的な名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報、過去10年以内における法令違反行為の有無並びに役員の名、略歴及び過去における法令違反行為の有無を含みます。）
- イ) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買い付ける株式の数、大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、大規模買付行為に関連する取引の仕組み（少数株主排除の予定の有無及びその具体的方法を含みます。）、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）並びに適法性に関する見解、大規模買付後に当社株券が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）
- ウ) 大規模買付行為に際して第三者との間における意思の連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等（以下「重要提案行為等」といいます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。）の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- エ) 買付対価の算定機関に関する情報、算定根拠（大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額並びにその算定根拠を含みます。）及び買付資金の裏づけ（実質的提供者を含む資金の提供者の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及びその内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する取引の内容を含みます。）
- オ) 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、配当政策、財務政策、資本政策、資産活用等（当社に対し重要提案行為等を行う予定がある場合にはその具体的内容を含みます。）
- カ) 買付後の社員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針
- キ) 買付後の少数株主との利益相反の回避策
- ク) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連（直接・間接を問いません。）の有無（及び関連が存する場合にはその詳細）
- ケ) その他取締役会、独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び取締役会に提供された大規模買付情報について、株主の皆様の判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示するものとします。

また、独立委員会は必要に応じて、取締役会に対して、大規模買付者から提供された情報について提供するよう要請することができ、取締役会はこれに応じて、大規模買付者から提供された情報を、独立委員会に対して、提供するものとします。

なお、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、取締役会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

5. 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる全株式の買付けの場合、初日不算入）又は90日間（左記以外の大規模買付行為の場合、初日不算入）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、取締役会は社外監査役や外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、かかる意見を一般に公開します。また、取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に、下記6.記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動等の決議に至らないことやむを得ない事情がある場合、取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします。当社は、取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切に開示いたします。

6. 独立委員会の設置

当社は、対抗措置の発動又は不発動の判断をはじめとする大規模買付ルールに則った一連の手続の進行に関する客観性及び合理性を担保するため、並びに、大規模買付ルールが遵守された場合で株主共同の利益を守るために適切と考える方策を採る場合においてその判断の客観性及び合理性を担保するため、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置します。独立委員会の構成員数は3名以上5名以内とし、社外の弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等及び社外の経営者、並びにこれらに該当する社外取締役及び社外監査役の中から取締役会が選任します。平成28年5月23日開催の取締役会において、本プランについて本定時株主総会において株主の皆様からのご賛同をいただけることを条件に、別紙1記載の3名が委員に選任されることとなることを決議いたしました。上記3名の略歴は、別紙1記載のとおりです。

具体的には、独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守しておらず、又は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に明らかに反すると認められ、対抗措置を発動するか否かを取締役会が判断する際に、取締役会による諮問に応じて、対抗措置を発動することができる状態にあるか否か並びに対抗措置の発動に際し、株主意思確認を行う必要があるか否か等についての勧告を行います。また、独立委員会は、大規

模買付者から提供される情報が十分であるか、不足しているかを取締役会が判断する際に、取締役会による諮問に応じて助言を与えます。

なお、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

7. 取締役会の決議、株主総会の開催

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行うものとします。

また、取締役会は、対抗措置の発動に関して、株主意思確認を行う必要があると判断した場合には、株主総会に付議することもできるものとします。この場合、取締役会は、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集するものとします。

当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、取締役会は、当該株主総会における決定に従い、必要な手続を遂行するものとします（株主総会において対抗措置の発動に関する事項の決定を取締役に委任する旨の決議がなされた場合には、対抗措置の発動に関する取締役会決議を行うものとします。）。一方、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行うものとします。

取締役会は、対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行った場合、あるいは、上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合は、速やかに当該決議の概要その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様へ開示します。

8. 大規模買付行為への対応方針

(1) 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、取締役会は、当該違反のみをもって、当社の企業価値及び株主共同の利益の保護を目的として、下記Ⅱ.9.記載の「対抗措置の具体的内容」に定める対抗措置（新株予約権の無償割当て）を講じることによって、大規模買付行為に対抗することがあります。こうした対抗措置により、結果的にこの大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に、株式の経済的価値の希釈化等経済的損害、議決権割合の低下、議決権行使に関する不利益等を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

従って、大規模買付ルールは、これを無視して大規模買付行為を開始することのないように大規模買付者に対して予め注意を喚起するものでもあります。

また、公開買付制度を利用する大規模買付者は、不測の損害を被ることがないように、対抗措置が講じられた場合に公開買付けを撤回できるように処置する等、関係法令に従って予め所要の手当を講じておくように注意喚起をいたします。

(2) 大規模買付ルールが遵守された場合

ア. 原則的な取扱い

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、個々の株主において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

イ. 大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合の取扱い
もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に明らかに反すると認められる場合には、取締役会もしくは状況により株主総会は、適切と判断する時点において、下記Ⅱ.9.記載の「対抗措置の具体的内容」に定める対抗措置（新株予約権の無償割当て）を講じることによって、大規模買付行為に対抗することがあります。

具体的には、以下の①ないし⑨の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に明らかに反すると認められる場合に該当するものと考えます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式を高値で売り抜ける目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価格及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、株主、顧客、取引先、社員等の当社のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想される等、その結果当社の企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑧ 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

- ⑨ その他、①ないし⑧に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に明らかに反すると認められる場合

当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められるか否かの検討及び判断に当たって、取締役会は、大規模買付者の提供する買付け後の経営方針等を含む情報に基づいて当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が企業価値及び株主共同の利益に与える影響を検討いたしますが、その客観性及び合理性を担保するため、取締役会が適切と判断する時点において、独立委員会に対して当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められるかどうかにつき諮問し、勧告を受けることといたします。

9. 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当てとします。大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合（以下、発行される新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の概要は、別紙2に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として取締役会が認めた者等による権利行使は認められないとの行使条件や、(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として取締役会が認めた者等以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成31年に開催される当社定時株主総会の終了時点までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は②取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、本プランはその時点で廃止されるものとなります。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることが可能です。

また、当社取締役の任期は1年とされておりますので、本年以降の定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会において、本プランの継続、廃止又は変更の是非につき検討・討議を行います。

なお、当社は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会以外の取締役会におきましても、必要に応じて本プランを見直し、又は本プランをご承認いただいた株主の意思に反しないと考えられる限度で変更する場合があります。取締役会において法律の変更等に伴う軽微な変更を超えて重要な変更を行った場合には、変更後最初に開催される定時株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様からのご賛同をいただくことといたします。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、速やかに株主の皆様に対して開示いたします。

本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省により平成17年5月27日に公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定める三原則（ア. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、イ. 事前開示・株主意思の原則、ウ. 必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年3月5日に公表した「コーポレートガバナンス・コード原案」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容にも十分配慮したものとなっており、高度な合理性を有しております。

- ① 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること
本プランは、大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付け等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続を定めており、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されるものです。
- ② 株主の合理的意思に依拠したものであること
本定時株主総会において株主の皆様のご意思を確認させていただきますので、本プランは、株主の皆様のご合理的意思に依拠したものであり、買収防衛策の継続についての株主の皆様のご意思を反映させる仕組みとなっております。
- ③ 独立性の高い社外者の判断の重視
当社は、本プランの運用に関し、対抗措置発動等の運用に際して、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、独立委員会を設置しております。
本プランにおける取締役会の判断は、取締役会から独立した組織である独立委員会の勧告を最大限尊重するよう定められており、その恣意的な対抗措置発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
また、独立委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及びその経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外の弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等及び社外の経営者、並びにこれらに該当する社外取締役及び社外監査役の中から取締役会が選任しております。
- ④ 外部専門家の意見の取得
当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、外部専門家の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。
- ⑤ 合理的な客観的発動要件の設定
本プランにおける対抗措置は、上記Ⅱ.8.(1)「大規模買付ルールが遵守されなかった場合」及びⅡ.8.(2)「大規模買付ルールが遵守された場合」に記載のとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
- ⑥ 事前の開示
当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様にご適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。
- ⑦ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと
上記「本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更」に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされております。

ので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

株主・投資家に与える影響等

1. 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、個々の株主が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報及び時間を確保し、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報と時間のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、情報と時間が十分に提供されないままに株主及び投資家の皆様が判断を強いられることを回避するものであって、当社の企業価値並びに株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えておりますが、上記Ⅱ.8.(1)「大規模買付ルールが遵守されなかった場合」及びⅡ.8.(2)「大規模買付ルールが遵守された場合」において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

なお、対抗措置を発動する手続を開始した後に対抗措置を発動することが相当でないと考えられる状況に至ったときは、取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、かつ、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得てこれらを考慮した上で、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合には、対抗措置を中止することがあります。具体的には、新株予約権の無償割当てを行った後に、新株予約権の無償割当てを中止し、又は割り当てた新株予約権の全部を無償取得することがあります。その場合には、当社株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

2. 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、及び大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に明らかに反すると認められる場合には、取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、上記Ⅱ.9.記載の「対抗措置の具体的内容」に定める対抗措置（新株予約権の無償割当て）を講じることによって、大規模買付行為に対抗することがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（当該大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的利益において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

また、新株予約権の無償割当てにつきましては、株主の皆様に行っていただくことが必要な手続は特にありません。但し、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途取締役会もしくは状況により株主総会が決定し公告する新株予約権の無償割当ての基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、新株予約権の行使につきましては、所定の期間内に所定の金額の払込をしていただく必要があります。手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を無償割当てすることになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

以上

別紙1

独立委員の氏名及び略歴

本プランへの更新当初の独立委員会の委員は以下の3名を予定しております。

〔氏名〕西 秀訓（にし ひでのり）

当社社外取締役

昭和26年1月6日生

（略歴）昭和50年4月 カゴメ㈱入社
 平成12年6月 同社取締役
 平成15年6月 同社取締役執行役員
 平成17年6月 同社取締役常務執行役員
 平成20年6月 同社取締役専務執行役員
 平成21年4月 同社代表取締役社長
 平成26年1月 同社代表取締役会長
 平成26年6月 当社取締役<現在に至る>
 平成28年3月 カゴメ㈱取締役会長<現在に至る>

西秀訓氏は、現在、当社の社外取締役であり、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。また、本定時株主総会で選任をお諮りし、当社の社外取締役として再任する予定です。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

〔氏名〕家守 伸正（けもり のぶまさ）

当社社外取締役（本定時株主総会にて就任予定）

昭和26年4月12日生

（略歴）昭和55年9月 住友金属鉱山㈱入社
 平成18年6月 同社取締役常務執行役員
 平成19年6月 同社代表取締役社長
 平成25年6月 同社代表取締役会長<現在に至る>
 平成28年6月 当社取締役就任予定

家守伸正氏は、本定時株主総会で選任をお諮りし、当社の社外取締役として就任する予定であり、金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

〔氏名〕宮地 秀門（みやじ ひでかど）

大学教授（当社補欠監査役）

昭和27年2月11日生

（略歴）昭和50年4月 国税庁所得税課事務官
 昭和57年7月 金沢国税局三国税務署長
 昭和62年7月 岩手県警察本部警務部長
 平成3年7月 在ニューヨーク総領事館領事
 平成8年7月 国税庁国際企画官
 平成11年7月 東京国税局調査第2部長
 平成14年7月 国税庁税務大学校研究部長
 平成15年8月 大東文化大学環境創造学部教授<現在に至る>

宮地秀門氏は、現在、当社の補欠の社外監査役であり、また、本定時株主総会で選任をお諮りし、当社の補欠の社外監査役として再任する予定です。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

新株予約権の概要

1. 新株予約権の割当方法（新株予約権無償割当て）

会社法第278条の規定による新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議もしくは状況により株主総会決議（以下「新株予約権無償割当決議」という。）において定める割当ての基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（但し、同時点において当社の有する当社株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の発行総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当決議において別途定める数とする。

3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当決議において別途定める日とする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

5. 新株予約権の目的となる株式の総数

- (1) 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当決議において別途定める数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当決議時点における発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を控除した数を上限とする。

6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は、新株予約権無償割当決議において別途定める1円以上の額とする。

7. 権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当決議において別途定める期間とする。

8. 譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。

9. 行使条件

新株予約権無償割当決議において別途定めるものとする（なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として取締役会が認めた者等による権利行使は認められないことの行使条件を付すこともありうる。）。

10. 取得条項

当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他の一定の事由が生じること又は取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として取締役会が認めた者等以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。詳細については、新株予約権無償割当決議において別途定めるものとする。

11. 無償取得

取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当決議において別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

12. その他

当社は新株予約権の発行に関して発行登録をするものとする。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、個人消費には停滞感が見られ、資源価格の下落や年初からの円高により企業収益への悪影響が懸念される等、先行きの不透明感が次第に強まる状況となりました。また、北米では企業活動および個人消費が堅調に推移しているものの、中国をはじめとした新興国の成長鈍化が継続しており、世界経済全体も先行きの不透明感が拡大しております。

このような状況の下、当連結会計年度の業績は、国内販売は3,630億3千万円（前連結会計年度比3.0%減）、海外販売は3,791億5千万円（同1.6%減）となり、売上高は7,421億9千万円（同2.3%減）となりました。

利益面につきましては、減収に伴い、売上総利益は916億6千万円（同0.4%減）、営業利益は180億2千万円（同0.7%減）となりました。経常利益は、持分法投資損益および為替差損益の悪化により183億9千万円（同9.7%減）となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、のれんおよび事業用資産等に係る減損損失を計上したものの、平成29年3月期より連結納税制度を適用することに伴う税金費用の減少により123億1千万円（同8.8%増）となりました。

	第100期 (平成26年度)	第101期 (平成27年度)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	759,713	742,194	△17,518	△2.3%
営業利益	18,153	18,024	△128	△0.7%
経常利益	20,366	18,390	△1,975	△9.7%
親会社株主に帰属する当期純利益	11,318	12,316	+997	+8.8%

セグメント別の概況

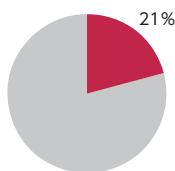
機能素材

売上高

1,571.4億円

(前連結会計年度比6.6%減)

売上構成比

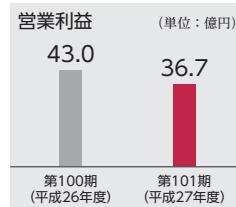
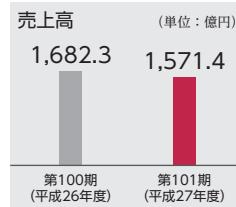


機能素材につきましては、米州および中国等海外全体で売上は増加したものの、国内では減収となり、全体として売上は減少しました。

機能化学品事業は、中国や米州において売上は増加したものの、国内においては自動車生産台数の減少や住宅関連塗料の需要低迷を受けて塗料原料およびウレタン原料等の売上が減少したことから、事業全体として売上は減少しました。

スペシャリティケミカル事業は、樹脂添加剤は堅調に推移したものの、半導体関連等の電子業界向けケミカルや加工油剤が低調に推移し、事業全体として売上は減少しました。

この結果、売上高は1,571億4千万円と前連結会計年度に比べ、110億8千万円（同6.6%減）の減収となりました。営業利益は、子会社の移転・増設に係る費用が発生したこと等により、36億7千万円と前連結会計年度に比べ、6億2千万円（同14.5%減）の減益となりました。



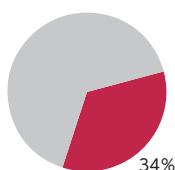
加工材料

売上高

2,555億円

(前連結会計年度比0.5%増)

売上構成比

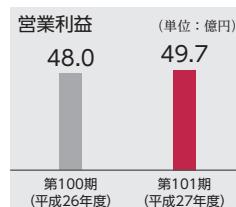
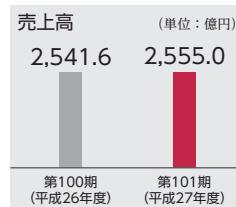


加工材料につきましては、国内での売上は減少したものの、北東アジアおよび東南アジアでの売上が増加したことにより、全体として売上は微増となりました。

カラー&プロセッシング事業は、合成樹脂の売上は増加したものの、顔料・添加剤、情報印刷関連材料、光学反射防止シート、液晶テレビ反射板用材料および導電性材料等の売上が減少したことから、事業全体として売上は減少しました。

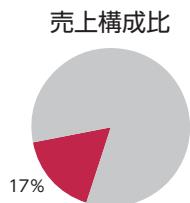
OA・ゲーム機器業界への合成樹脂の販売を中心とする事業は、国内での売上は減少したものの、北東アジアおよび東南アジアでの売上が増加したことにより、事業全体として売上は微増となりました。

この結果、売上高は2,555億円と前連結会計年度に比べ、13億3千万円（同0.5%増）の増収となりました。営業利益は49億7千万円と前連結会計年度に比べ、1億7千万円（同3.7%増）の増益となりました。



電子

売上高
1,279.2億円
(前連結会計年度比14.7%減)

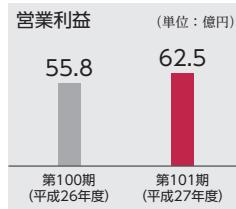
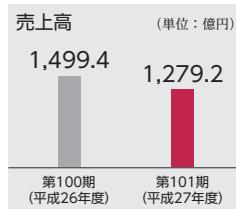


電子につきましては、欧米での売上は増加したものの、国内および北東アジアでの売上が減少し、全体として売上は減少しました。

電子化学品事業は、エポキシ樹脂関連の売上が増加したことから、事業全体として売上は増加しました。

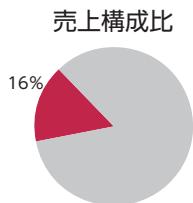
電子資材事業は、スマートフォン市場の低迷の影響等により液晶関連部材の売上が減少したことから、事業全体として売上は減少しました。

この結果、売上高は1,279億2千万円と前連結会計年度に比べ、220億2千万円（同14.7%減）の減収となりました。一方、営業利益は、前連結会計年度に台湾子会社において貸倒引当金を計上した影響等により、62億5千万円と前連結会計年度に比べ、6億7千万円（同12.0%増）の増益となりました。



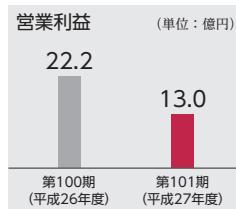
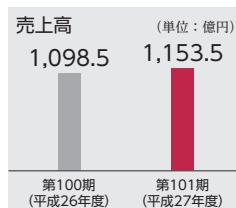
自動車・エネルギー

売上高
1,153.5億円
(前連結会計年度比5.0%増)



自動車関連事業は、国内においては自動車生産台数の減少の影響を受けたものの、特定の車種に関連した商材の売上が伸長し、売上は前年並みとなりました。また、海外においては米州、中国および東南アジアでの販売が好調に推移したことにより、事業全体として売上は増加しました。

この結果、売上高は1,153億5千万円と前連結会計年度に比べ、55億円（同5.0%増）の増収となりました。一方、営業利益は、国内新規ビジネス立ち上げに伴う費用負担が発生したこと等により、13億円と前連結会計年度に比べ、9億2千万円（同41.7%減）の減益となりました。

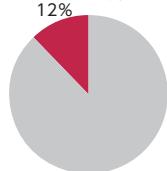


生活関連

売上高
855.7億円

(前連結会計年度比11.7%増)

売上構成比

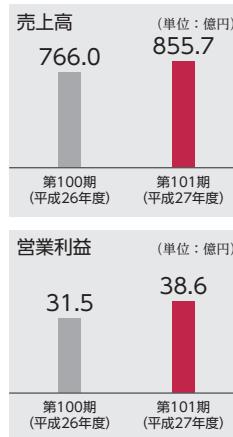


生活関連につきましては、国内および海外ともに売上が増加し、全体として売上は増加しました。

ライフ&ヘルスケア製品事業は、食品素材分野において、トレハ®等の売上が国内、海外ともに増加しました。スキンケア・トイレットリー分野においては、特に国内の主要顧客に対してAA2G®の売上が増加し、また、同分野での原料販売も好調に推移しました。医薬・医療分野では、原薬・中間体および医療材料の売上が微増となりました。この結果、事業全体として売上は増加しました。

化粧品・健康食品の販売を行うビューティケア製品事業は、下期より新商品の販売が伸長したものの、従来商品の販売が低調であったことから、事業全体として売上は微減となりました。

この結果、売上高は855億7千万円と前連結会計年度に比べ、89億6千万円（同11.7%増）の増収となりました。営業利益は38億6千万円と前連結会計年度に比べ、7億円（同22.4%増）の増益となりました。



その他

特記すべき事項はありません。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度においては、株式会社林原における機能性糖質製品の安定供給および競争力強化を目的とした設備投資19億1千万円（生活関連セグメント）を中心に、全体として111億2千万円の設備投資（無形固定資産を含む。）を実施しました。

セグメント別の設備投資額の内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）
機能素材	1,690
加工材料	1,466
電子	2,855
自動車・エネルギー	244
生活関連	2,341
その他・全社（共通）	2,527
合計	11,125

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループにおきましては、運転資本の減少により短期借入金が37億円減少し、また、営業活動によるキャッシュ・フローを原資として長期借入金の返済64億円および社債の償還100億円を実施しました。一方、国内外のグループ会社の設備投資需要に対応するため、長期借入金の調達19億円および社債の発行100億円を実施しました。以上の結果、為替変動の影響等もあり、グループ全体の有利子負債は109億円減少しております。

100%子会社を中心とした国内グループ会社においては、原則としてグループ外部からの資金調達を行わず、当社で資金の一元管理を行っており、海外のグループ会社においても、在中国の一部のグループ会社を対象に上海にある現地法人で人民元の一元管理を行うなど、資金調達の一元化と資金効率化を図っております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社は、下記に記載する「長期経営方針」および新中期経営計画「**ACE-2020**」に掲げる事項を対処すべき課題と捉え、企業価値向上に向け邁進しております。

長期経営方針

当社グループは、創業200年の節目を迎える2032年度（平成45年3月期）に向かい、「現行比3倍の利益水準の常態化」を目指して、「成長に向けたチャレンジ」と「成長を支える経営基盤の強化」を骨子とした長期経営方針を策定しております。

「成長に向けたチャレンジ」は、注力領域への経営資源の投下と、日本に依存したビジネス運営からの脱却を通じ、これまでの事業の延長だけではなし得ない飛躍的な成長を目指します。「成長を支える経営基盤の強化」は、「成長に向けたチャレンジ」を成功に導くために、事業の拡大とグローバル化に寄与する経営基盤を構築してまいります。

新中期経営計画「**ACE-2020**」について

長期経営方針の目標実現のために、平成28年度（平成29年3月期）からの17年間を3つのStageに分け、平成28年度（平成29年3月期）から平成32年度（平成33年3月期）までの5ヶ年をStage1：「変革期」と位置付け、中期経営計画「**ACE-2020**」をスタートいたします。「**ACE-2020**」の“**ACE**”は、Accountability（主体性）、Commitment（必達）、Efficiency（効率性）を表します。

「**ACE-2020**」では、商社中心の考え方から、商社をグループ機能のひとつと考え、製造、研究、海外ネットワーク、物流、投資の各機能を最大限活用し、グループ一丸となって世界へ新たな価値を創造し、提供することを目指します。

本期間中に、収益拡大の手段として成長投資1,000億円を設定しました。営業活動によるキャッシュ・フローを上回る財源は、主に有利子負債での調達を基本としますが、運転資金の効率化および資産の入替により強固な財務体質と長期的な安定配当は堅持します。

「**ACE-2020**」の定量目標は下表のとおりです。

	目標	平成27年度実績
連結売上高	1兆円	7,421億円
連結営業利益	300億円	180億円
ROE	6.0%以上	4.4%

※目標値は、早期に常態化することを目指しております。

新中期経営計画の骨子

「**ACE-2020**」では、「収益構造の変革」と「企業風土の変革」の2つの変革を実行してまいります。

① 収益構造の変革

重点施策①-1：「ポートフォリオの最適化」

経営資源の最大効率化を進めるために、成長性、収益性、事業規模を観点に、事業を「育成領域」、「注力領域」、「基盤領域」、「改善領域」の4つの領域に仕分けを行い、各領域にあった戦略実行により、事業拡大を図ります。また、再配分可能な経営資源の確保と積極的な成長投資を行い、資産の入替を加速します。なお、注力領域への成長投資分配率を35%以上と設定しました。

注力領域：ライフ&ヘルスケア、エレクトロニクス

重点施策①-2：「収益基盤の拡大・強化」

商社業・製造業それぞれが独自のKPI設定と施策実行により、各機能を向上させるとともに、それぞれの機能を活用した新たな事業の創造を目指します。

商社業は、海外の売上規模の拡大により、当社グループのプレゼンス向上を進め、国や地域ごとの市場戦略を展開できる基盤を作り、グローバル展開を更に加速します。

製造業は、長期的戦略で経営を行い、中期的なフリーキャッシュ・フロー増加を優先する将来の注力事業の育成と、効率的なコストダウンによる経営の安定化（損益分岐点の改善）を進めます。

② 企業風土の変革

重点施策②-1：「マインドセットの徹底」

「主体性・責任感・危機意識の醸成」、「トップメッセージの共有化」、「モニタリングとPDCAの徹底」を進め、グループ一丸となって主体的に行動を起こすしくみづくりを行います。具体的には、権限の委譲、人事制度の改定、経営の可視化を進め、定期的なモニタリングによりPDCAを回し、目標達成の確度を高めます。

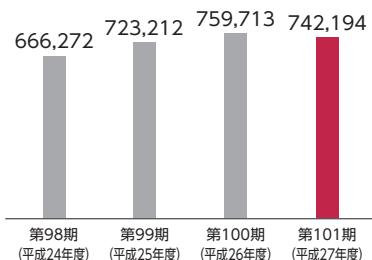
重点施策②-2：「経営基盤の強化」

「効率性の追求」を進め、グループ全体の間接部門業務の見直し、組織サイズの再定義と再設計、シナジーを期待できる個社、事業の統合を行い、連結の売上高販管費率の0.5%改善を目指します。

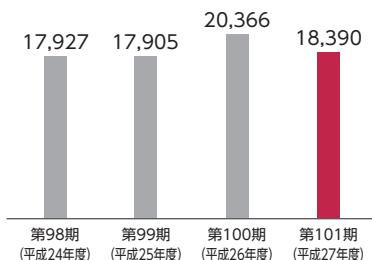
また、「人財育成」を進め、キャリアプランを念頭においた育成を行い、スペシャリストや外部人財を積極的に活用し、競争力向上と持続的発展を可能にする人財を育成します。

(9) 財産および損益の状況の推移

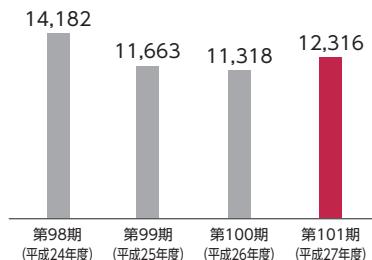
売上高 (単位：百万円)



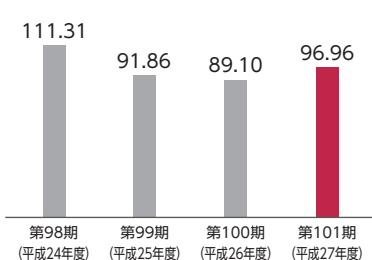
経常利益 (単位：百万円)



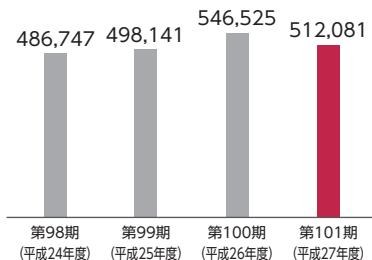
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



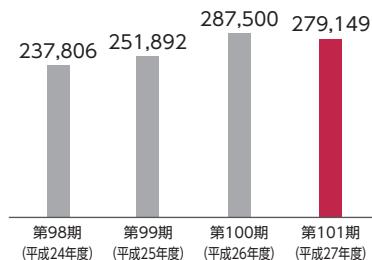
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)



区 分	第98期 (平成24年度)	第99期 (平成25年度)	第100期 (平成26年度)	第101期 (平成27年度) (当期)
売 上 高 (百万円)	666,272	723,212	759,713	742,194
経 常 利 益 (百万円)	17,927	17,905	20,366	18,390
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	14,182	11,663	11,318	12,316
1株当たり当期純利益 (円)	111.31	91.86	89.10	96.96
総 資 産 (百万円)	486,747	498,141	546,525	512,081
純 資 産 (百万円)	237,806	251,892	287,500	279,149

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨表示しております。

2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
株式会社林原	7,500百万円	100.0%	食品原料、医薬品原料、化粧品原料、健康食品原料、機能性色素の開発・製造・販売
ナガセケムテックス株式会社	2,474百万円	100.0%	エポキシ樹脂、酵素製剤、化学工業製品の製造
東拓工業株式会社	270百万円	100.0%	合成樹脂製品等の製造販売
上海華長貿易有限公司	千通貨 RMB 19,864	70.0% (53.8%)	合成樹脂販売およびその関連製品販売
ナガセプラスチック株式会社	310百万円	100.0%	合成樹脂製品等の販売
長瀬（香港）有限公司	千通貨 HK\$ 3,120	100.0%	輸出入、仲介貿易、市場開発、情報収集
Nagase (Thailand) Co., Ltd.	千通貨 BAHT 321,000	100.0%	輸出入、仲介貿易、市場開発、情報収集
上海長瀬貿易有限公司	千通貨 RMB 8,120	100.0%	輸出入、仲介貿易、市場開発、情報収集
Nagase America Corporation	千通貨 US\$ 3,500	100.0%	輸出入、仲介貿易、市場開発、情報収集
広州長瀬貿易有限公司	千通貨 RMB 77,294	100.0% (100.0%)	輸出入、仲介貿易、市場開発、情報収集

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合(内数)であります。

2. 当期末現在において、特定完全子会社はありません。

(11) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当社グループは、多角的に各種商品の輸出入および国内取引の業務を行うほか、商品の製造・販売、サービスの提供等の事業活動を行っております。

事業セグメント	取扱商品またはサービスの内容
機能素材	塗料・インキ用材料、ウレタン原料、樹脂原料、樹脂添加剤、油剤原料、界面活性剤、フッ素ケミカル、封止材原料、シリコン原料 他
加工材料	染料、顔料、機能性色素、情報印刷関連商品、熱可塑性樹脂、熱硬化性樹脂、合成ゴム、無機材料、合成樹脂製品、樹脂成形機・金型、外観検査機 他
電子	LCD・半導体前工程用材料および装置、LCDパネル用部材、半導体アセンブリ材料および装置、低温・真空機器、高機能エポキシ樹脂、電子精密研磨剤 他
自動車・エネルギー	合成樹脂製品、熱可塑性樹脂、熱硬化性樹脂、樹脂成形機・金型、電池材料、太陽電池・二次電池関連部材 他
生活関連	医薬・農薬原料、研究用試薬、検査薬、酵素剤、食品添加物、化粧品添加物、飼料・肥料、界面活性剤、放射線測定サービス、化粧品、健康食品、美容食品 他
その他	物流サービス、情報処理サービス、職能サービス 他

(12) 主要な営業所および工場 (平成28年3月31日現在)

当社	国内販売拠点	本店	大阪本社 (大阪府大阪市)
		支店	東京本社 (東京都中央区)、名古屋支店 (愛知県名古屋市)
		営業所	堺営業所 (大阪府堺市)
	国内研究拠点	ナガセR&Dセンター (兵庫県神戸市)、ナガセアプリケーションワークショップ (兵庫県尼崎市)	
子会社等	国内販売拠点	ナガセプラステックス株式会社 (大阪府大阪市) 他	
		国内製造拠点	株式会社林原 岡山第一工場・岡山第二工場・岡山機能糖質工場・藤田工場・藤田製剤工場 (岡山県岡山市) 他、ナガセケムテックス株式会社 播磨事業所 (兵庫県たつの市)・福知山事業所 (京都府福知山市)・堺工場 (大阪府堺市)、東拓工業株式会社 関西りんくう工場 (大阪府泉南郡) 他
	国内研究拠点	株式会社林原 研究開発本部 (岡山県岡山市) 他、ナガセケムテックス株式会社 研究開発本部 (兵庫県たつの市)	
	海外販売拠点	上海華長貿易有限公司、長瀬 (香港) 有限公司、Nagase (Thailand) Co., Ltd.、上海長瀬貿易有限公司、Nagase America Corporation、広州長瀬貿易有限公司 他	

(13) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数
機 能 素 材	549名
加 工 材 料	1,545名
電 子	1,754名
自 動 車 ・ エ ネ ル ギ ー	332名
生 活 関 連	1,057名
そ の 他	225名
全 社 (共 通)	805名
合 計	6,267名

(注) 1. 従業員数は就業人員を記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年令	平均勤続年数
971名	2名減	39.9歳	14.0年

(注) 従業員数は就業人員を記載しております。

(14) 主要な借入先および借入額 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	15,148百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,744百万円
株式会社みずほ銀行	5,597百万円

(注) 百万円未満は切捨表示しております。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 346,980,000株
 (2) 発行済株式の総数 127,408,285株
 (3) 株主数 7,338名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	6,780	5.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,208	4.89
三井住友信託銀行株式会社	5,776	4.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,941	3.89
株式会社三井住友銀行	4,377	3.45
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	4,018	3.16
日本生命保険相互会社	3,589	2.83
長瀬 令子	3,565	2.81
三井住友海上火災保険株式会社	2,951	2.32
長瀬 洋	2,946	2.32

- (注) 1. 当社は自己株式377,300株を保有しており、持株比率は自己株式を除いて算出しております。
 2. 千株未満は切捨表示しております。
 3. 長瀬洋の所有株式数には、長瀬産業役員持株会名義の株式数が含まれております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日現在における当社役員が保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態 (平成28年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当または主な職業	重要な兼職状況
代表取締役会長	長瀬 洋		
取締役副会長	長瀬玲二		公益財団法人長瀬科学技術振興財団 理事長 一般財団法人林原美術館 代表理事
代表取締役社長	朝倉研二		
代表取締役	名波瑞郎	管理部門全般担当	
取締役	花本博志	電子セグメント長、ナガセアプリケーションワークショップ・製造業担当	
取締役	森下 治	生活関連セグメント長、株式会社林原・ナガセR&Dセンター・大阪地区担当	
取締役	佐藤幸平	機能素材セグメント長、自動車・エネルギーセグメント長、アメリカ地区・ヨーロッパ地区担当	
取締役	若林市郎	加工材料セグメント長、アジア地区担当・韓国 CEO	
取締役	西口泰夫		株式会社ソシオネクスト 代表取締役 株式会社HANDY 代表取締役 株式会社SOLE 代表取締役 株式会社ゼンショーホールディングス 社外取締役 株式会社ユーシン精機 社外取締役
取締役	西 秀訓		カゴメ株式会社 取締役会長 ダイナパック株式会社 社外取締役 一般社団法人全国トマト工業会 会長 公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会 会長
常勤監査役	山下秀男		
常勤監査役	松木健一		
常勤監査役	濱口雅彦		
監査役	高野利雄	弁護士	グロープライド株式会社 社外監査役 株式会社カカコム 社外監査役 株式会社ダイセル 社外監査役 株式会社ファンケル 社外監査役

- (注) 1. 取締役西口泰夫氏および西秀訓氏は、社外取締役であり、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 常勤監査役山下秀男氏および監査役高野利雄氏は、社外監査役であり、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 常勤監査役山下秀男氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 常勤監査役松木健一は、当社人事総務部および監査室をはじめ複数の管理部門の経験があり、ガバナンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役濱口雅彦は、当社コンプライアンス・ロジスティクス部門における長年の経験があり、コンプライアンスおよびロジスティクスに関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役高野利雄氏は、弁護士として法曹界での長年の経験があり、コンプライアンスおよびガバナンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、社外取締役西口泰夫氏、西秀訓氏および社外監査役山下秀男氏、高野利雄氏との間で、当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
8. 当社は執行役員制度を採用しており、取締役長瀬洋および長瀬玲二、社外取締役西口泰夫氏および西秀訓氏を除く取締役は、執行役員を兼務いたしております。
9. 当事業年度中の取締役および監査役の異動
- (1) 就任
平成27年6月24日開催の第100回定時株主総会において、佐藤幸平および若林市郎が取締役として、松木健一が監査役として新たに選任され、就任いたしました。
- (2) 退任
取締役松木健一、山口俊郎および監査役日高政雄は、平成27年6月24日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
- (3) 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動
平成28年1月1日付で取締役の担当が次のとおり異動いたしました。

地 位	氏 名	新	旧
取 締 役	若林市郎	加工材料セグメント長、アジア地区担当・韓国 CEO	加工材料セグメント長、アジア地区担当、ASEAN・インド・韓国 CEO

<ご参考>

1. 平成28年4月1日付で取締役の担当が次のとおり異動いたしました。

地 位	氏 名	新	旧
代表取締役	名波瑞郎	管理・大阪地区担当	管理部門全般担当
取 締 役	森下 治	株式会社林原・ナガセR & Dセンター・製造業担当	生活関連セグメント長、株式会社林原・ナガセR & Dセンター・大阪地区担当
取 締 役	佐藤幸平	海外担当	機能素材セグメント長、自動車・エネルギーセグメント長、アメリカ地区・ヨーロッパ地区担当
取 締 役	若林市郎	営業担当、加工材料セグメント長、電子セグメント長、ナガセアプリケーションワークショップ担当	加工材料セグメント長、アジア地区担当・韓国 CEO
取 締 役	花本博志		電子セグメント長、ナガセアプリケーションワークショップ・製造業担当

(注) 取締役花本博志は、平成28年3月31日をもって執行役員を退任いたしました。

2. 執行役員の状況（取締役兼務執行役員を除く）

平成28年4月1日付で執行役員を選任し、担当が次のとおりとなりました。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	磯野昭彦	ナガセケムテックス株式会社担当
執行役員	山口勝久	Greater China CEO
執行役員	菅野 満	Nagase (Europa) GmbH CEO
執行役員	鎌田昌利	電子資材事業部長
執行役員	古川方理	株式会社社林原担当
執行役員	山内孝典	人事総務部・ロジスティクスマネジメント部本部長
執行役員	森田 悟	知財・技術室長、関連製造会社運営支援担当
執行役員	池本眞也	自動車・エネルギーセグメント長、自動車材料事業部長、名古屋支店長
執行役員	三原康弘	機能素材セグメント長、スペシャリティケミカル事業部長
執行役員	安場直樹	生活関連セグメント長、ライフ&ヘルスケア製品事業部長
執行役員	奥村孝弘	電子化学品事業部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	支 給 額	定時株主総会決議による役員報酬限度額
取 締 役	12名	323百万円	年額450百万円以内（平成27年6月24日決議）
監 査 役	5名	74百万円	年額80百万円以内（平成18年6月28日決議）
合 計	17名	397百万円	

- (注) 1. 上記のうち、社外役員4名に対する報酬等の総額は49百万円であります。
2. 上記取締役への支給額には、当事業年度中に役員賞与引当金として費用処理した役員賞与74百万円を含んでおります。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対し使用人分給与相当額35百万円を支給しております。
4. 上記報酬等の額には、平成27年6月24日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名に対する報酬額を含んでおります。
5. 役員の報酬等の額の決定に関する方針
- 社外役員および監査役を除く役員の報酬は、役職に応じた基本報酬と業績連動報酬（賞与）から構成されており、役員報酬規程に基づき算出し、取締役会の決議を経て決定しております。業績連動報酬（賞与）に関しては、期間業績に応じて基本支給額を決定し、目標管理制度に基づく個別評価を反映させています。
- また、「役員報酬委員会」が、報酬水準・制度の妥当性を検討し、取締役会に報告・提出することで、役員報酬の決定プロセスにおける客観性と透明性を高める役割を果たしております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	西口泰夫	株式会社ソシオネクスト 代表取締役	特別の関係はありません。
		株式会社HANDY 代表取締役	特別の関係はありません。
		株式会社SOLE 代表取締役	特別の関係はありません。
		株式会社ゼンショーホールディングス 社外取締役	特別の関係はありません。
		株式会社ユーシン精機 社外取締役	当社は同社と商品の販売等の取引関係があります。
社外取締役	西 秀訓	カゴメ株式会社 取締役会長	特別の関係はありません。
		ダイナパック株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
		一般社団法人全国トマト工業会 会長	特別の関係はありません。
		公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト 食品協会 会長	特別の関係はありません。
社外監査役	高野利雄	グローブライド株式会社 社外監査役	当社は同社と商品の販売等の取引関係があります。
		株式会社カクコム 社外監査役	特別の関係はありません。
		株式会社ダイセル 社外監査役	当社は同社と商品の販売等の取引関係があります。
		株式会社ファンケル 社外監査役	特別の関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者である者を除く）との親族関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	西口泰夫	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席し（出席率86％）、技術経営に精通した観点から、適宜、意見や助言等の発言を行っております。
	西 秀訓	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し（同100％）、産業界に精通した観点から、適宜、意見や助言等の発言を行っております。
社外監査役	山下秀男	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し（同100％）、また当事業年度開催の監査役会14回にすべて出席し（同100％）、金融機関での長年の海外経験を活かした幅広い見識に基づき、適宜、意見を述べております。
	高野利雄	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し（同93％）、また当事業年度開催の監査役会14回にすべて出席し（同100％）、弁護士としての専門的見地から、適宜、意見を述べております。

（注）上記の取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

(3) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当社の公認会計士法第2条第1項の業務に係る会計監査人の報酬等の額	95
当社の上記以外の業務に係る会計監査人の報酬等の額	2
当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	144

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、社内関係部署、取締役および会計監査人等から会計監査人の報酬額の検討に必要な資料の提出を受け、併せ会計監査人から当該事業年度における監査計画の概要、監査項目別の監査時間等について説明を受けるとともに、過年度の監査計画と実績の状況を確認した結果、会計監査人の報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項に基づき同意を行いました。

(4) 非監査業務の内容

非監査業務の内容は、社債の発行に係るコンフォートレター業務等であります。

(5) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の重要な子会社の計算関係書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、海外現地法人の長瀬（香港）有限公司とNagase (Thailand) Co., Ltd.ほか4社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、監査役会は、原則として、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、または監査の適正性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することをその方針といたします。

(7) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヵ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由

社員の過失による虚偽証明

監査法人の運営が著しく不当

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の決議内容の概要

当社は、取締役会にて「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」いわゆる内部統制システム構築の基本方針を決議し、以下のように定めております。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、会社を取り巻く環境の変化等を踏まえて、より一層適正にガバナンス体制の強化を実現するために、今後も不断に見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が長年に亘り掲げている経営理念にある「社会の構成員たることを自覚し、誠実に正道を歩む」のもと、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るために、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス基本方針」を定め、グループ会社を含む全役員並びに全社員に「ナガセグループコンプライアンス行動基準」に沿った企業活動を徹底させる体制とする。同委員会は、複数の取締役及び社員等からなる委員で構成され、これらの委員は、良心に従い、独立して、リスクマネジメント及びコンプライアンスに関する一切の判断を行うほか、必要に応じて外部の専門家を起用して、法令定款違反行為を未然に防止することとする。当社並びにグループ会社において、法令違反等の問題があると認識した場合、速やかに上司、関連部署に報告・連絡・相談のうえ、同委員会に報告するものとし、同委員会は直ちに取締役会及び監査役（会）へ報告する。また、内部通報制度により、グループ会社を含む役員もしくは社員等から直接通報・相談できる窓口を設定することとする。さらに、グループ会社を含む役員及び社員等に対して、社外専門家等による講習会を実施する等の教育を通じて法令遵守に対する意識の向上を図り、経営理念の浸透に努めることとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内諸規程に従って文書または電磁的に記録し、保存管理を行うこととする。取締役及び監査役はこれら文書等を常時閲覧できる体制とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、当社並びにグループ会社の損失の危険に関する包括的な管理を行う組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、委員会の機能・権限を定め、役割と責任を明確にした体制を整備することとする。そのもとで、当社並びにグループ各社の企業活動に関連する個々のリスクに関しては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うこととする。新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任部を定め、またグループ内での有事に際しての迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備を行うこととする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を「経営方針・戦略の意思決定機関及び業務執行を監督する機関」として明確に位置付け、月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、執行役員制度のもと、組織運営基本規程及び業務分掌において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続について定めることとする。

⑤ 株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社とグループ会社間で、運営基準を定め、一定の事項についてはグループ会社での決定前に当社への承認または報告を求める体制とするとともに、原則として当社から役員を派遣し、業務の適正を確保することとする。中期経営計画、年度予算制度に基づき、明確な目標を付与し、当社及びグループ各社の予算業績管理を実施することとする。また、財務報告の信頼性を一層高めるために、金融商品取引法を踏まえ、全社的な内部統制の状況や、財務諸表作成のプロセスについて文書化し、評価・改善を行う取り組みを連結ベースで進めるものとする。

当社は、前述の当社リスク・コンプライアンス委員会を核として、グループ全体のリスク管理を行い、その推進にかかわる課題、対応策を審議し、判断するとともに、グループ全体のコンプライアンスに係る重要事項等を審議し、判断を進めるものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役監査の実効性を確保するため、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する使用人を設置することとする。当該使用人は監査室に所属するものとする。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前項の使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役に相談し、その意見を求めることとする。また、当該使用人の人選及び監査役の補助業務に従事する時間等については十分配慮のうえ、当該使用人に対する指示の実効性を確保するよう努めるものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換、稟議書・報告書等の閲覧を通じて、常時、当社並びにグループ会社の経営全般の状況を把握できる体制を整備する。さらに、次の事項については、適宜、当社並びにグループ会社の取締役及び社員等が個別またはリスク・コンプライアンス委員会並びに取締役会を通して監査役または監査役会に報告することとする。

- i 取締役の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等、コンプライアンス上の問題
- ii 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- iii 重要な情報開示事項
- iv 内部通報制度に基づき通報された事実、等

尚、上記の当社監査役へのグループ会社取締役及び社員等からの直接の報告に対し、これらの報告をした者に不利益な取扱いを行うことを禁止し、グループに周知徹底するとともに、内部通報制度にもその旨を明記する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の重要性と有用性に対する認識・理解を図るため、社長は監査役との間で定期的に意見交換会を開催することとする。また、監査役が監査職務を効率的・効果的に実施できるようにするために、会計監査人、監査室及び関係会社監査役と緊密に連携し相互補完できる体制を整備するものとする。監査役または監査役会が監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める、または調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役または監査役会の職務の執行に必要なものと認める場合を除き、これを拒むことはできないものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
全役員・全社員が遵守すべき行動規範を定めた「コンプライアンス基本方針」を制定し、「ナガセグループコンプライアンス行動基準」に沿った企業活動を徹底し、法令及び定款を遵守しております。
また、内部通報制度により、グループ会社を含む役員もしくは社員等から直接通報・相談できる窓口を設定し、適正に運用しております。なお、グループ会社を含む役員および社員等に対し、法令遵守に資する講習会等を適宜開催しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
各担当部署において、取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書等を閲覧権限が設定されたシステムを構築する等の方法で保存・管理し、取締役および監査役がこれら文書等を常時閲覧できる体制を構築しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険に関する包括的な管理を行う組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則年2回開催しております。リスク・コンプライアンス委員会は、経営理念にある「社会の構成員たることを自覚し、誠実に正道を歩む」のもと、コンプライアンス体制の整備および維持を図るために設置され、委員会の機能・権限を定め、役割と責任を明確にした体制を整備しております。そのもとの、当社ならびにグループ各社の企業活動に関連する個々のリスクに関して、それぞれ担当部署にて対応し、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任部を定め、またグループ内での有事に際して迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備を行うこととしております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を「経営方針・戦略の意思決定機関および業務執行を監督する機関」として位置付け、月1回定時に開催することとしており、本年度は14回開催いたしました（書面決議を除く）。なお、取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、執行役員制度のもと、組織運営基本規程および業務分掌において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きについて定めており、それらに沿って効率的に業務の執行を行っております。
- ⑤ 株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社とグループ会社間において運営基準を定めており、一定の事項についてはグループ会社での決定前に当社への承認または報告を求める体制とし、また運営基準により稟議決裁権限・責任を明確化し、さらに原則当社から取締役および監査役を派遣することにより、業務の適正性ならびに効率性を確保しております。また、中期経営計画、年度予算制度に基づき、明確な目標を付与し当社およびグループ各社の予算業績管理を実施しております。さらに、金融商品取引法を踏まえ、全社的な内部統制の状況や、財務諸表作成のプロセスについて文書化し、評価・改善を行う取り組みを連結ベースで行っております。
また、各リスクに関する責任部署において、リスクに関する管理表を活用し、グループ全体のリスク管理を行い、その推進に関わる課題、対応策を検討するとともに、リスク・コンプライアンス委員会において、グループ全体のコンプライアンスに係る重要事項等を審議し、判断を進めております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役監査の実効性を確保するため、監査役の職務を補助する使用人を、内部監査部門である監査室員から2名選任しております。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役に相談し、意見を求め行っております。また、当該使用人の人選および監査役の補助業務に従事する時間等については十分配慮のうえ、当該使用人に対する指示の実効性を確保しております。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役が取締役会等の重要会議への出席、また経営者とのディスカッションの実施ならびに稟議書・報告書等を閲覧できる体制の構築等により、監査役が当社ならびにグループ会社の経営全般の状況を把握できる体制を構築しております。また、内部統制システム構築の基本方針⑧ i ~ivに記載の事項について、当社ならびにグループ会社の取締役および社員等が個別またはリスク・コンプライアンス委員会ならびに取締役会を通して監査役または監査役会に報告する体制を構築しております。なお、これらの報告を行った者に不利益な取扱いを行うことを禁止しており、グループに周知徹底するとともに、「コンプライアンス相談窓口規則」を制定し、当該規則においてもその旨明記しております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、社長、会計監査人、監査室および関係会社監査役と会議や意見交換会を定期的に行っており、また社外取締役を含む各取締役との意見交換等についても適宜行うなど、監査職務を効率的、効果的に実施できる体制が整備されております。なお、監査役または監査役会が監査実施のための、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める、または調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用は、当該請求に係る費用が監査役または監査役会の職務の執行に必要でないと認める場合を除き、会社に請求することができることとしており、原則として監査役会が年度監査計画に準拠し予算化し、会社に対し請求しております。

(2) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、上場会社である以上、株主は原則として株式の自由な取引を通じて決まるものであり、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案に応じるか否かも最終的には個々の株主の意思に基づき行われるべきものと考えております。かかる観点から、当社としては、企業価値向上に邁進することこそが本分であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者を当社自身の判断で定めるべきではないと考えております。

しかし、ときに市場においては、企業価値向上のために誠実な取組みをしている当社の価値が正当に評価されない状況が生じることも考えられます。株式の大規模買付行為の中には、かかる状況に乗り、その目的等から見て短期的利益だけを求め、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものもあり得るところであります。

当社は、このような当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記の基本方針を実現するため、「成長に向けたチャレンジ」と「成長を支える経営基盤の強化」をベースとして策定した長期経営方針のもと、平成24年4月からスタートした3ヵ年の中期経営計画「**Change-S2014**」の方針を継続し、企業価値向上に邁進してまいりました。「**Change-S2014**」は、「**“CHANGE”**の加速」と位置付け、基本戦略に「事業と運営の質の向上を加速して（Speed up）、重点分野のバリューチェーンにおいてナガセグループの総合力を発揮し（Step up）、独自のソリューションをグローバルに展開することにより、持続的に成長する（Sustainable growth）」を掲げ、各事業セグメントにおいて、「グローバル化の推進」と「高付加価値事業の創造」をキーワードに「**“CHANGE”**の加速」を推進し、各セグメントの機能と、グループの持つ技術基盤を組み合わせた総合力によって「バイオ」、「環境・エネルギー」、「エレクトロニクス」関連の重点分野を中心に、当社グループの特徴を生かした事業の強化、創出を目指してまいりました。また、外部環境の変化及び当社グループの事業構造の深化に対応するため、運営基盤の強化を図ってまいりました。

なお、平成28年4月からは新たな中期経営計画「**ACE-2020**」がスタートしております（「**ACE-2020**」の“**ACE**”は、Accountability（主体性）、Commitment（必達）、Efficiency（効率性）を表します。）。中期経営計画「**ACE-2020**」は、商社中心の考え方から、商社をグループ機能のひとつと考え、製造、研究、海外ネットワーク、物流、投資の各機能を最大限活用し、グループ一丸となって世界へ新たな価値を創造し、提供することを目指しており、「収益構造の変革」と「企業風土の変革」の2つの変革を骨子としております。「収益構造の変革」の実現に向けた重点施策として「ポートフォリオの最適化」と「収益基盤の拡大・強化」を掲げ、「企業風土の変革」の実現に向けた重点施策として「マインドセットの徹底」と「経営基盤の強化」を掲げております。なお、収益拡大の手段として成長投資1,000億円を設定しており、営業活動によるキャッシュ・フローを上回る財源は、主に有利子負債での調達を基本とし、運転資金の効率化及び資産の入替により強固な財務体質と長期的な安定配当は堅持することとしております。

以上のとおり、経営の効率性とともにもその透明性をも高め、株主、顧客、取引先、社員、地域社会等のステークホルダーの皆様との円滑な関係を構築し、企業価値の向上へ向けて邁進してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

前記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を、平成25年5月20日開催の当社取締役会及び平成25年6月26日開催の第98回定時株主総会の決議に基づき更新しております。なお、本プランの有効期間は、平成28年に開催される当社定時株主総会の終了時点までとなっております。

本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付け等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続を定めています。

かかる手続が遵守されなかった場合には、取締役会決議もしくは株主総会の承認により対抗措置（新株予約権無償割当て）を講じることがあります。当該対抗措置の発動により、結果的に手続を遵守しない大規模買付者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。他方、手続が遵守されている場合は、原則として対抗措置は講じませんが、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、対抗措置（新株予約権無償割当て）を講じることがあります。

なお、本プランの具体的内容は、平成25年5月20日付のニュースリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について」（<http://www.nagase.co.jp/assetfiles/tekijikajiji/20130520.pdf>）をご参照ください。

（注）当社は、本プランの有効期間満了に先立ち、平成28年5月23日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランの内容を一部改定し、当社株式の大規模買付行為に関する基本方針（買収防衛策）を更新することを決議しております。

その詳細につきましては、第5号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件」（15ページ）をご参照ください。

④ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

②に記載した当社の「長期経営方針」、「**Change-S2014**」及び「**ACE-2020**」は、当社企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

③に記載した本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入しております。また、対抗措置発動等の運用に際して、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、独立委員会を設置しております。取締役会の判断は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、また、対抗措置の発動に際し、状況により、株主意思を確認することとしており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益力の向上と企業体質の一層の充実強化を図り、連結業績連動を基礎とした、株主の皆様への安定配当を継続して行うことを基本方針としており、連結配当性向および連結純資産配当率を勘案して、1株当たり配当額の向上を目指します。また、内部留保した資金の用途につきましては、今後の事業活動ならびに経営基盤の強化に有効活用していく考えであります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(百万円未満切捨表示)

科目	金額
(資産の部)	百万円
流動資産	312,334
現金及び預金	43,283
受取手形及び売掛金	196,335
商品及び製品	57,404
仕掛品	1,726
原材料及び貯蔵品	3,789
繰延税金資産	2,842
その他	7,843
貸倒引当金	△890
固定資産	199,747
有形固定資産	66,474
建物及び構築物	25,816
機械装置及び運搬具	15,414
土地	18,910
その他	6,333
無形固定資産	44,516
のれん	24,582
技術資産	15,366
その他	4,567
投資その他の資産	88,755
投資有価証券	81,345
長期貸付金	1,023
繰延税金資産	1,544
その他	5,017
貸倒引当金	△174
資産合計	512,081

科目	金額
(負債の部)	百万円
流動負債	156,118
支払手形及び買掛金	97,800
短期借入金	25,294
1年内返済予定の長期借入金	8,823
未払法人税等	4,305
繰延税金負債	13
賞与引当金	4,224
役員賞与引当金	194
その他	15,461
固定負債	76,813
社債	30,000
長期借入金	23,108
繰延税金負債	8,433
退職給付に係る負債	14,060
その他	1,211
負債合計	232,932
(純資産の部)	
株主資本	234,657
資本金	9,699
資本剰余金	11,615
利益剰余金	213,572
自己株式	△230
その他の包括利益累計額	39,305
その他有価証券評価差額金	37,074
繰延ヘッジ損益	△9
為替換算調整勘定	4,411
退職給付に係る調整累計額	△2,169
非支配株主持分	5,185
純資産合計	279,149
負債純資産合計	512,081

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(百万円未満切捨表示)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		742,194
売上原価		650,530
売上総利益		91,663
販売費及び一般管理費		73,639
営業利益		18,024
営業外収益		
受取利息	202	
受取配当金	1,360	
受取賃貸料	293	
その他	643	2,499
営業外費用		
支払利息	1,048	
持分法による投資損失	48	
為替差損	401	
その他	635	2,133
経常利益		18,390
特別利益		
固定資産売却益	57	
投資有価証券売却益	70	
関係会社株式売却益	33	161
特別損失		
固定資産売却損	47	
固定資産廃棄損	251	
減損損失	2,756	
投資有価証券売却損	9	
投資有価証券評価損	70	
その他	177	3,313
税金等調整前当期純利益		15,239
法人税、住民税及び事業税	6,536	
法人税等調整額	△3,763	2,772
当期純利益		12,466
非支配株主に帰属する当期純利益		150
親会社株主に帰属する当期純利益		12,316

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(百万円未満切捨表示)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,699	11,654	205,203	△228	226,328
当期変動額					
剰余金の配当			△3,937		△3,937
親会社株主に帰属する 当期純利益			12,316		12,316
自己株式の取得				△1	△1
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△38			△38
連結範囲の変動			△9		△9
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△38	8,368	△1	8,328
当期末残高	9,699	11,615	213,572	△230	234,657

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算調整	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	44,920	3	9,478	666	55,069	6,102	287,500
当期変動額							
剰余金の配当							△3,937
親会社株主に帰属する 当期純利益							12,316
自己株式の取得							△1
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△38
連結範囲の変動							△9
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△7,845	△13	△5,067	△2,835	△15,763	△916	△16,679
当期変動額合計	△7,845	△13	△5,067	△2,835	△15,763	△916	△8,351
当期末残高	37,074	△9	4,411	△2,169	39,305	5,185	279,149

計算書類

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(百万円未満切捨表示)

科目 (資産の部)	金額 百万円
流動資産	197,527
現金及び預金	23,247
受取手形	5,066
電子記録債権	7,206
売掛金	127,460
商品	17,635
未着商品	1,538
前渡金	40
繰延税金資産	934
関係会社短期貸付金	13,214
その他	4,074
貸倒引当金	△2,892
固定資産	171,158
有形固定資産	16,235
建物	4,732
構築物	920
機械及び装置	385
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	1,213
土地	8,779
リース資産	171
建設仮勘定	32
無形固定資産	2,345
営業権	94
ソフトウェア	991
ソフトウェア仮勘定	1,193
その他	64
投資その他の資産	152,578
投資有価証券	70,014
関係会社株式	36,742
関係会社出資金	4,729
関係会社長期貸付金	45,637
破産更生債権等	70
その他	475
貸倒引当金	△5,090
繰延資産	80
社債発行費	80
資産合計	368,766

科目 (負債の部)	金額 百万円
流動負債	112,288
支払手形	498
電子記録債務	1,728
買掛金	69,961
短期借入金	6,083
1年内返済予定の長期借入金	8,702
リース債務	12
未払金	1,652
未払費用	1,572
未払法人税等	793
前受金	131
預り金	19,327
前受収益	35
賞与引当金	1,355
役員賞与引当金	74
その他	355
固定負債	72,290
社債	30,000
長期借入金	21,534
リース債務	150
長期未払金	208
繰延税金負債	15,178
退職給付引当金	5,143
債務保証損失引当金	75
負債合計	184,579
科目 (純資産の部)	金額
株主資本	147,345
資本金	9,699
資本剰余金	9,634
資本準備金	9,634
利益剰余金	128,241
利益準備金	2,424
その他利益剰余金	125,816
特別償却準備金	200
圧縮記帳積立金	2,916
別途積立金	95,510
繰越利益剰余金	27,189
自己株式	△230
評価・換算差額等	36,841
その他有価証券評価差額金	36,851
繰延ヘッジ損益	△9
純資産合計	184,187
負債純資産合計	368,766

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(百万円未満切捨表示)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		425,605
売上原価		396,054
売上総利益		29,550
販売費及び一般管理費		26,333
営業利益		3,217
営業外収益		
受取利息	674	
受取配当金	6,712	
受取賃貸料	658	
為替差益	246	
その他	762	
営業外費用		
支払利息	449	
社債利息	168	
社債発行費償却	25	
賃貸収入原価	140	
その他	468	
経常利益		11,018
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	19	
関係会社株式売却益	20	
特別損失		
固定資産売却損	17	
固定資産廃棄損	113	
投資有価証券売却損	9	
投資有価証券評価損	7	
出資金評価損	41	
関係会社株式評価損	1,090	
関係会社貸倒引当金繰入額	1,405	
債務保証損失引当金繰入額	75	
税引前当期純利益		8,298
法人税、住民税及び事業税	1,534	
法人税等調整額	187	
当期純利益		6,576

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(百万円未満切捨表示)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						利益剰余金計
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金					
				特別償却準備金	圧縮記帳積立金	別償却積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	9,699	9,634	9,634	2,424	387	2,879	95,510	24,401		125,602
当期変動額										
特別償却準備金の取崩					△191			191		-
圧縮記帳積立金の取崩						△34		34		-
税率変更による積立金の調整額					4	72		△76		-
剰余金の配当								△3,937		△3,937
当期純利益								6,576		6,576
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	△187	37	-	2,787		2,638
当期末残高	9,699	9,634	9,634	2,424	200	2,916	95,510	27,189		128,241

	株主資本		その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本計		繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等計	
当期首残高	△228	144,708	44,697	3	44,700	189,409
当期変動額						
特別償却準備金の取崩		-				-
圧縮記帳積立金の取崩		-				-
税率変更による積立金の調整額		-				-
剰余金の配当		△3,937				△3,937
当期純利益		6,576				6,576
自己株式の取得	△1	△1				△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△7,845	△13	△7,859	△7,859
当期変動額合計	△1	2,636	△7,845	△13	△7,859	△5,222
当期末残高	△230	147,345	36,851	△9	36,841	184,187

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

長瀬産業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小西 幹男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 秀男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高田 康弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、長瀬産業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、長瀬産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

長瀬産業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小西幹男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本秀男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高田康弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、長瀬産業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

長瀬産業株式会社 監査役会

常勤監査役(社外) 山下 秀男 ㊟

常勤監査役 松木 健一 ㊟

常勤監査役 濱口 雅彦 ㊟

監査役(社外) 高野 利雄 ㊟

以上

以上

NAGASE経営理念

社会の構成員たることを自覚し、誠実に正道を歩む活動により、社会が求める製品とサービスを提供し、会社の発展を通じて、社員の福祉の向上と社会への貢献に努める。

NAGASEビジョン

社員の一人ひとりが、日々の活動で「見つけ、育み、広げる」を体現することにより、「人々が快適に暮らせる安心・安全で温もりある社会」の実現に貢献する。

NAGASEグループスローガン

Bringing it all together

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号YUITO（日本橋室町野村ビル）
「野村コンファレンスプラザ日本橋」6階大ホール

交通

東京メトロ

銀座線・半蔵門線

「三越前」駅（A9出口直結）徒歩1分

株主総会当日はささやかながらお土産を用意しておりますが、ご提出の議決権行使書の枚数に関わらず、当日ご来場の株主様一人につき1つとさせていただきますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。